



市 章

大津市公報

令 和 元 年 10 月 1 日
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

規 則

38	大津市行政組織規則の一部を改正する規則.....	1
39	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	1
40	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	2
41	大津市財務規則の一部を改正する規則.....	2
42	大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
43	大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則.....	3
44	大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
45	大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則.....	4

訓 令

4	大津市事務決裁規程の一部改正.....	5
---	---------------------	---

企業局管理規程

4	大津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程.....	5
5	大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正.....	5

教育委員会規則

7	大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則.....	5
8	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則.....	6

教育委員会訓令

1	大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正.....	6
---	--------------------------	---

公平委員会規則

2	大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	6
---	-------------------------------------	---

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「都市再生課」の次に「（所在地：大津市京町一丁目1番46号）」を加える。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課管理係の項第2号中「教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加え、同係の項第4号中「及び市立幼稚園」を削り、同課施設係の項第5号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削り、同条第3項中「手続き」を「手続」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表に次のように加える。

学区体育団体活動助成金	学区体育団体の活動に要する経費の一部を補助し、もって市民スポーツの普及振興を図ること。
-------------	---

別表第7項の表学区体育団体活動助成金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市財務規則の一部を改正する規則

第1条 大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金

を

」

「

大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金
大津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱に基づく臨時・特別給付金

に、「及び特例地域

」

型保育給付費」を「、特例地域型保育給付費及び施設等利用費」に改める。

第2条 大津市財務規則の一部を次のように改正する。

「

別表中

大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金
大津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱に基づく臨時・特別給付金

を

」

「

大津市交通災害等遺児年金支給要綱に基づく年金

に改める。

」

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年10月 1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第42号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年10月 1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第43号

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則(平成18年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「の額の100分の10の額」を「のうち利用者負担の割合に応じた額(法第69条第1項の規定による給付額減額等の記載を受けた者にとっては、当該措置を適用した後の額。次条第3項において同じ。)」に改める。

第17条第3項中「の額の100分の10の額」を「のうち利用者負担の割合に応じた額」に改める。

「
様式第2号中

生 年 月 日		性 別	
---------	--	-----	--

 を

「

生 年 月 日	
---------	--

 に改める。
」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年10月 1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第44号

大津市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例施行規則(昭和63年規則第51号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 2 卸売業者は、卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の90日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から90日を経過する日前に卸売の業務を廃止しようとする卸売業者に係る改正後の第11条第2項の規定の適用については、同項中「廃止しようとする日の90日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第45号

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例附則第5項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成22年規則第79号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第3条第1項中「条例附則第5項」を「平成22年10月1日から令和元年9月30日までの間における条例附則第5項」に改め、同項第3号中「平成33年3月31日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項各号」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間における条例附則第5項に規定する規則で定める額は、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

区分		使用料の額(月額)
卸売場		1平方メートルにつき180円に当該卸売業者の卸売月額(消費税額及び地方消費税額を除く。)に1,000分の2.7を乗じて得た額を加えた額
仲卸売場		1平方メートルにつき、1階部分にあつては1,890円、2階部分にあつては900円に当該仲卸業者の条例第45条第2項ただし書の規定により買い入れた生鮮食料品等の販売月額(消費税額及び地方消費税額を除く。)に1,000分の2.7を乗じて得た額
荷さばき所		1平方メートルにつき 990円
青果倉庫		1平方メートルにつき 900円
水産倉庫		1平方メートルにつき 900円
青果保冷库		1室につき 147,300円
水産冷蔵庫		建物、機械一式につき 1,845,900円
青果卸売場保冷库		機械設備一式につき 72,000円
水産卸売場保冷库		機械設備一式につき 202,590円
事務所	卸売業者事務所	1平方メートルにつき 1,170円
	上記以外の事務所	1平方メートルにつき 1,800円
関連事業者店舗	1階部分	1平方メートルにつき 1,890円
	2階部分	1平方メートルにつき 900円
	3階部分	1平方メートルにつき 1,800円
	自動販売機設置場	1平方メートルにつき 1,800円
バナナ加工所		1室につき 58,275円
青果加工所		1平方メートルにつき 1,350円
水産加工所		1平方メートルにつき 1,350円
特定駐車場		1区画につき 3,000円

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和元年10月分以後の市場施設使用料について適用し、同年 9 月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

訓 令

大津市訓令第 4 号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1日

大津市長 越 直 美

別表第 2 号福祉子ども部の表保育幼稚園課の部 2 の款中「教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加え、同課の部 3 の款中「の支給及び」を「及び子育てのための施設等利用給付の支給並びに」に改め、同課 1 の項中「教育・保育給付」の次に「及び子育てのための施設等利用給付」を加え、同課の部 5 の款中「及び地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月 1 日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第 4 号

大津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月 1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

大津市水道技術管理者規程の一部を改正する規程

第 1 条 大津市水道技術管理者規程（平成19年企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「検査」の次に「（法第22条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。）」を加え、同項第 3 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 2 条 大津市水道技術管理者規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

法第22条の 3 第 1 項の台帳の作成に関すること。

第 3 条第 2 項中「前項第 7 号又は第 8 号」を「前項第 8 号又は第 9 号」に改める。

附 則

この規程中第 1 条の規定は令和元年10月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年10月 1 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 5 号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 7 年企業局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第 9 条第 3 項を削る。

附 則

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月 1日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 7 号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則 (平成23年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表生涯学習課の項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

生涯学習センター、北部地域文化センター及び和邇文化センターの施設の管理手法の検討に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月 1 日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 8 号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則 (平成27年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表伊香立小・中学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

青山小・中学校学校運営協議会	青山小学校及び青山中学校
----------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会事務決裁規程 (平成 6 年教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

令和元年10月 1 日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

別表第 1 号の表 1 の部 2 の項第 1 号を次のように改める。

教育委員会規則その他教育 委員会の定める規程の改正									
ア 重要なもの									
イ その他のもの									

別表第 1 号の表 1 の部12の項中「秘書課長」を「市長公室長」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年10月 1 日から施行する。

公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月 1 日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第 2 号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年公平委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 すこやか相談所 (和邇すこやか相談所、堅田すこやか相談所、比叡すこやか相談所及び膳所すこやか相談所に限る。)の項中「、比叡すこやか相談所及び膳所すこやか相談所」を「及び比叡すこやか相談所」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 2 の規定は、令和元年 8 月 9 日から適用する。